

規格・基準などの事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。）

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく同法施行令、施行規則
及び経済産業省・国土交通省告示の一部改正について

下記のとおり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく同法施行令、施行規則
及び経済産業省・国土交通省告示の一部改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく同法施行令、施行規則及び経済
産業省・国土交通省告示の一部改正について

2. 対象品目

乗用自動車※

※ガソリン、軽油若しくはLP ガスのみを燃料とするもの又は外部から充電される電力により作動する原
動機を有するもので、型式指定自動車のうち、乗車定員9人以下及び乗車定員10人以上かつ車両総重
量3.5t以下の人の運送の用に供する自動車

3. 趣旨及び目的

乗用自動車について、運輸部門におけるエネルギー消費量の増加や地球温暖化対策に取り
組む必要があること等から、乗用自動車に係るエネルギーの使用の合理化の推進及びエ
ネルギー消費効率の高い乗用自動車の普及を図る。

4. 公布予定 令和元年12月中

5. 施行予定 令和2年春頃

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
TEL 03-3501-9726
FAX 03-3501-8396

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後